

奥州市立病院・診療所改革プラン運営評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 奥州市立病院・診療所改革プラン(以下「改革プラン」という。)の実施状況を点検及び評価するため、奥州市立病院・診療所改革プラン運営評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、改革プランの点検及び評価に関する事項を所掌する。

(構成)

第3条 評価委員会は、医療政策、地域医療及び医療経営に関する有識者をもって組織し、病院事業管理者が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 評価委員会に委員長を1人置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 評価委員会は、病院事業管理者が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、医療局経営管理部経営管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

平成28年11月24日から施行する。

■奥州市立病院・診療所改革プラン運営評価委員

役職名	役職	氏名	任期	備考
岩手医科大学医学部 糖尿病・代謝・内分泌内科分野	教授	石垣泰	令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで	地域医療に関する有識者
一般社団法人奥州医師会	会長	関谷敏彦	令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで	地域医療に関する有識者
岩手県奥州保健所	所長	仲本光一	令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで	医療政策に関する有識者 (委員長)
高崎健康福祉大学健康福祉学部	准教授	木村憲洋	令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで	医療経営に関する有識者